

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業の進捗状況について

市民・文化観光・消防委員会資料
平成28年3月16日
文化観光局

1 現状

(1) 20街区MICE施設の整備

- ・平成27年12月に議会の議決を経て、事業者と契約を締結。
- ・限られた敷地を最も効果的に活用できるよう、設計の前提条件となる施設の配置計画など、関係機関との協議・調整を実施。

(2) 20街区MICE施設の運営（コンセッション方式）

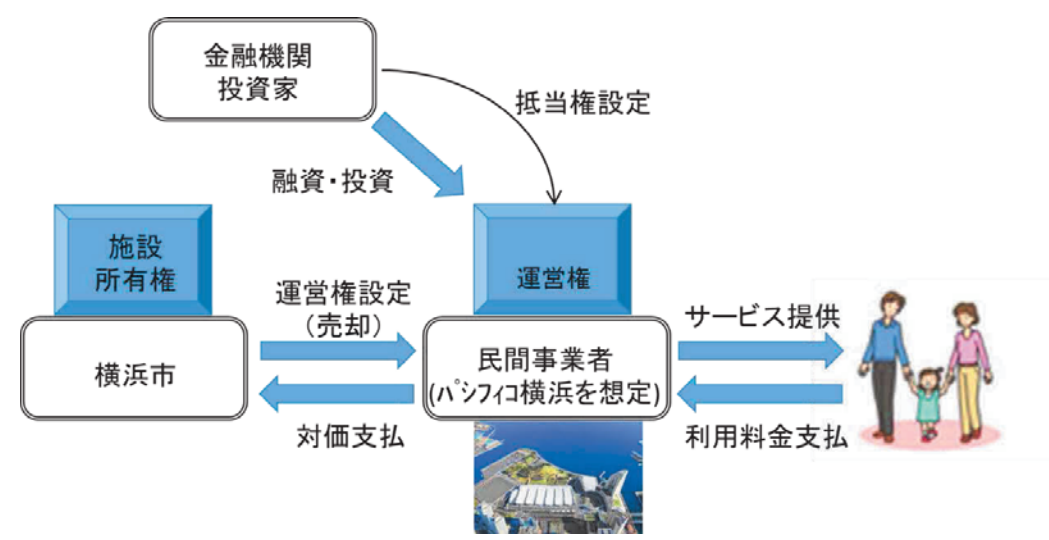
PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定し、民間事業者による運営。

ア 運営権

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を市に残したまま、施設を運営する権利を民間事業者に売却（設定）。

（国内事例：新関西国際空港、仙台空港など）

<運営権のスキーム図>



イ 運営権設定に向けた手続き

平成26年12月に議会の議決を経て、実施方針に関する条例（横浜市みなとみらいコンベンション施設の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例）を制定。

2 コンセッションの進め方

平成28年度よりPFI法に基づき、学識経験者等で構成するPFI事業審査委員会（横浜市民間資金等活用事業審査委員会）に諮りながら、手続き実施。

今後のスケジュール（予定）

年月	内容
平成28年5月	実施方針等公表
9月	募集要領・運営権対価の公表
10月	提案書受付
12月	事業者決定
平成29年2月	運営権設定議案の提出
3月	議決後、実施契約締結
平成32年4月	施設完成後、運營業務開始

【参考】事業全体スキーム図

